

毎週火、金曜日発行（但休日相当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 告示

鳥取県告示第二十七号

次の種畜につき種畜証明書の返納があつた。

昭和三十一年一月二十四日

鳥取県知事 遠藤 茂

### 目次

- ◆告示 種畜証明書の返納
- 建築代理業者の登録
- 土地改良事業計画の縦覧
- 昭和三十一年度森林区実施計画の公表
- 小字の区域の変更
- 市町村農業共済組合専任職員資格試験実施要領
- ◆公告 市町村農業共済組合専任職員資格試験の実施

種畜証明書番号

名号

品種

申請理由

飼養者住所氏名

昭三〇鳥地第一八号

上家

黒毛和種

廃用

鳥取市行徳

松原

巖

鳥取県告示第二十八号

鳥取県建築代理業条例（昭和二十五年十二月鳥取県条例

第五十五号）第六条第一項の規定により鳥取県建築代理業者名簿に次のように登録した。

昭和三十一年一月二十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号 登録年月日

現住所

事務所名称

業務管理者

三八三 昭 三〇、一二、二三

八頭郡智頭町大字西野

寺谷建築士事務所  
寺谷 勘一

二級建築士

寺谷 勘一

鳥取県告示第二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、北条川土地改良区から新たな土地改良事業を行うことについての認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画につき詳細な審査を行つた結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十一年一月二十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 縦覧に供すべき書類の名称  
土地改良事業計画書の写
- 二 縦覧の期間

昭和三十一年一月二十五日から同年二月十三日まで

三 縦覧の場所

東伯郡北条町役場

四 異議の申立

利害関係人において公告にかかる決定に対して異議があるときは縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第八条第六項の規定による昭和三十一年度森林区実施計画を次の場所において公表する。

昭和三十一年一月二十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 公表場所  
各市町村役場
- 2 中部地方事務所、西部地方事務所及び東部山林事務所
- 3 鳥取県庁

鳥取県告示第三十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十六条第一項の規定により、昭和三十年十二月二十六日から東伯郡三朝町大字大谷の区域内において、小字下三代の区域を小字若杉の区域に編入した旨、三朝町長から届出があつた。

昭和三十一年一月二十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第三十三号

市町村農業経済組合専任職員資格試験実施要領を次のように定める。

昭和三十一年一月二十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

市町村農業経済組合専任職員資格試験実施要領  
一 目的

この要領は、農業災害補償制度の適正な運営を期するため、市町村農業経済組合に設置する専任職員としての適任者を選定するを目的とする。

二 受験資格

（一）学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校（以下「新制高等学校」という。）又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校、旧実業学校令（明治三十二年勅令第三十九号）による実業学校（以下「旧制中等学校」という。）の農業科卒業以上の資格を有する者、並びに当該課程を修める者のうち試験実施年度末までに卒

業見込の者。

(二) 新制高等学校、又は旧制中等学校を卒業した者、及びこれと同等以上の資格を有する者を入学、又は入所資格とする教育機関において農業に関する課程を修了した者、並びに当該課程を修める者のうち試験実施年度末までに修了見込の者。

(三) 五箇年以上国、地方公共団体その他法人格を有する団体において、農業技術指導員の経験を有する者。

(四) 農業改良普及員の資格を有する者。

(五) 事務職員にあつては(一)(二)(三)(四)の外新制高等学校又は旧制中等学校卒業以上の資格を有する者、並びに当該課程を修める者のうち試験実施年度末までに卒業見込の者。

(六) 知事が適当と認めたる者。

三 試験実施方法

(一) 試験の期日及び場所  
その都度公示する。

(二) 出願手続

1 受験希望者は次の書類を知事に提出すること。

受験願書(様式一)

履歴書(様式二)

受験有資格者たることを証明する書類

2 受験願書を受理し受験資格があると認めたる者に対しては、受験票(様式三)を交付するとともに試験実施に必要な事項を通知する。

(三) 試験項目

試験は、筆記試験及び口述試験とする。

1 筆記試験は、次の項目について行う。

農業災害補償法

農業共済団体組織

会計経理

農作物共済事業

蚕繭共済事業

家畜共済事業

任意共済事業

水稻、陸稻、麦栽培技術

2 口述試験は社会常識及び人物考査とする。  
四 試験合格者については、試験終了後一箇月以内に県公報にその氏名を公表するとともに、合格証を交付する。

附 則

この要領は、昭和三十一年一月二十四日から施行する。

様式一(日本標準規格B5)

受験願書

(ふりがな)  
氏名

年月日生

農業共済組合専任(事務) 職員の資格試験を(別途公示する受験地)にて受けたいので関係書類を添えて出願します。

年月日 氏名印  
鳥取県知事 殿

様式二(用紙和紙)

履歴書

本籍地

現住所

(ふりがな)  
氏名

年月日生

学歴

職歴

賞罰

右のとおり相違ありません

年月日

氏名印

様式三(郵便葉書)

市町村農業共済組合専任職員試験受験票

受験番号 番

- 一場所
- 二日時
- 三時間割
- 四備考

鳥取県

公告

昭和三十年度市町村農業共済組合専任職員資格試験を次のとおり実施する。

昭和三十一年一月二十四日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 試験の期日及び場所

(一) 期日 昭和三十一年二月二十三、二十四日

(二) 場所 東部 鳥取市 西部 米子市

(三) 試験場所及び試験時間並びに試験に必要な事項については別途受験票に記載の上交付する。

二 受験願書提出先 鳥取県農政課

三 受験願書受付期間 昭和三十一年一月二十四日から二月七日まで

四 受験資格

試験項目その他詳細については市町村農業共済組合専任職員資格試験実施要領(昭和三十一年一月鳥取県告示第三十三号)による。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町取 印刷所 鳥取県鳥取市東町取 印刷所